

(厚生労働委員会)

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一

九号）（衆議院提出）要旨

本法律案は、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律に基づく補償金の支給の請求の状況に鑑み、補償金の支給の請求期限を五年延長しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、補償金の支給の請求の期限を五年延長し、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の施行の日（令和元年十一月二十二日）から起算して十年を経過する日（令和十一年十一月二十一日）までとする。

二、この法律は、公布の日から施行する。